

2018年11月1日～11月5日ご宿泊

第5回 新千歳空港国際アニメーション映画祭

千歳市内宿泊プラン

ホテル名	ご利用	ご旅行代金(全日・おとな・子ども同額/お一人様)
千歳ステーションホテル 住所:千歳市千代田町7丁目1789-3 (JR千歳駅北口改札直結)	1名1室又は2名1室	7,000円

朝食
無料
サービス

- ※1名1室の場合はシングルルーム、2名1室の場合はツインルーム又はダブルルーム又はファミリールームのご利用となります。
- 宿泊代金に含まれるもの ①宿泊費(朝食無料サービス) ②消費税等
- 宿泊代金に含まれないもの ①宿泊ホテルまでの交通費 ②日程以外に行動される場合の交通費、宿泊費等
- ③飲食代金 ④個人的な費用(電話・電報料、クリーニング代等)
- ⑤傷害・疾病に関する医療費/任意の国内旅行傷害保険等

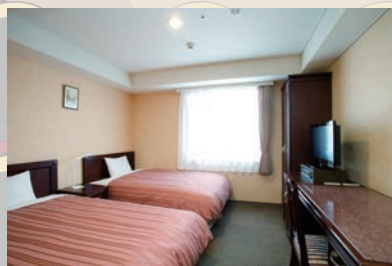
<旅行日程表>

日次	行程
1	ご自宅等……お客様ご負担……宿泊ホテル
2	宿泊ホテル……お客様ご負担……ご自宅等

翌朝食
無料サービス
(その他の
食事なし)

●1名様よりご参加OK! ●7日前までお申込みOK!

千歳ステーションホテル



(IN) 14:00 / (OUT) 11:00 (客室一例) 洋室/バス・トイレ付
JR千歳駅北口改札直結 (外観) ※写真はイメージです。

お申込みについて

- ①お申込みはFAX又はお電話にて受付いたします。
- ②ご入金確認後、宿泊確認書等をお送り致しますので、チェックイン時にホテルへご提出ください。
- ※別紙お申込書に必要事項を記載の上、FAXでお申込みください。
- (お電話の場合一旦、別紙参加申込書に基づいて係員に必要事項をお伝えください。その後、参加申込書をご記入の上、FAX又は郵送にてお送り下さい。)
- ※お申込みは出発日の7日前まで承ります。満室等の理由により受付ができない場合もございます。予めご了承ください。
- ※お申込み方法、取消料等の規定は、下段に記載のご旅行条件書(要約)又は(全文)をご確認ください。

ご旅行条件書(要約)

お申し込みの際には、詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認の上お申し込み下さい。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社碧雲堂ホテル&リゾート(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2)募集型企画旅行契約の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件のほか、ご旅行お申し込み時にお渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行契約募集型企画旅行契約によりします。

2. 旅行の申込みと旅行契約の成立

- (1)申込書に所定の事項をご記入のうえ、お一人様につき下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。
- (2)当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は申し込みはなかったものとして取扱います。
- (3)申込金(お一人様につき)

旅行代金	20,000円未満	20,000円以上50,000円未満	50,000円以上100,000円未満	100,000円以上
お申込金	5,000円以上	10,000円以上	20,000円以上	旅行代金の20%以上

- (4)募集型企画旅行契約は契約の締結を承諾し前(3)の申込金を受領したときに成立したものとします。
- (5)通信契約による旅行契約は、お申込を承諾する通知を発した時に成立します。ただし、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。

3. 旅行代金のお支払い期日

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にあたる日より前にお支払いいただきます。

4. お客様による旅行契約の解除

- (1)お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいて、旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払

い戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

- (2)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の完全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行以外 日帰り旅行
①21日目に当たる日以前に解除	無料 無料
②20日目に当たる日以降の解除(③～⑥を除く)	旅行代金の20% 無料
③7日目に当たる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の30% 旅行代金の30%
④旅行開始日前日の解除	旅行代金の40% 旅行代金の40%
⑤旅行開始日当日の解除(⑥を除く)	旅行代金の50% 旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100% 旅行代金の100%

5. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1)ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前に当たる日(日帰り旅行は3日前)より前に連絡がございましたら、お預かりしている旅行代金の全額をお返します。
- (2)なお、取消料とは、お客様が当社の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。
- (3)お客様の都合で出発日、コース、宿泊ホテル、人数等を変更される場合、旅行費用全額に対して取消料が適用されます。
- (4)宿泊のみご予約になった場合

旅行開始日の解除(または無連絡不参加)	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前～20日前
1～14名	100%	50%	20%						
15～30名	100%	50%	20%						
31名以上	100%	50%		30%					10%

6. 個人情報の取り扱い

当社は旅行申し込みの際に提出された申込書・パスポート写真等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までに送付する確定書面に記載されています。)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店等及びこれらに対し、当社を代理して手配等を行う旅行サービス事業者等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日(年齢)、住所、TEL(自宅・会社・携帯)、メールアドレス、パスポート番号、パスポート取得日、パスポート満了日、会社名、役職、旅行日程、利用航空便名、航空座席の予約クラス、部屋タイプ、2名様以上のお部屋を利用する際の同室希望者、喫煙の有無、その他特別な手配に関する事項とお申込書に記載されたすべての事項等について、あらかじめ電磁的方法で送付することによって提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意を得たものとします。

このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスの御案内、当社の商品やキャンペーンの御案内、将来よりよい旅行商品を開発するためのマーケット分析、旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成等のためにお客様の個人情報を利用していただくことがあります。

【個人情報お問合せ窓口】

株式会社碧雲堂ホテル&リゾート
平日9:00～17:30(土・日・祝日は休業)
【営業部】北海道千歳市美々新千歳空港内 国内線ターミナルビル4階
TEL:0123-46-5535 FAX:0123-25-5604

7. ご旅行条件の基準

この旅行条件は2018年10月1日を基準としています。また旅行代金は2018年10月1日現在有効なものとして公示されている運賃・規則を基準として算出しております。

旅行企画・実施 お申し込み・お問い合わせ



碧雲堂ホテル&リゾート

観光庁長官登録旅行業第2049号

〒066-0012 北海道千歳市美々987番地22 新千歳空港内 国内線ターミナルビル4階

TEL 0123-46-5535 FAX 0123-25-5604

営業時間:月～金曜日 9:00～17:30 土・日・祝は休業

総合旅行業務取扱管理者

松本 英樹

担当

坂井/大槻



一般社団法人日本旅行業協会 正会員



ボンド保証会員

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にご質問下さい。

第5回新千歳空港国際アニメーション映画祭 千歳市内宿泊プラン 参加申込書

別紙ご旅行条件書(全文)に同意の上、参加申し込みをいたします。

申込日／2019年 月 日

□にはレ印をご記入ください

宿泊日	チェックイン／11月 日()～チェックアウト／11月 日() 計 泊
-----	--------------------------------------

申込人員	大人 名・子供 名 = 計 名	1名1室の場合はシングルルーム、2名1室の場合はツインルーム又はダブルルーム又はファミリールームのご利用となります。
お部屋タイプ	1名1室()部屋／2名1室()部屋 = 計()部屋	

宿泊代金合計	お一人様 7,000円(大人・子供同額) × 泊 × 名様 = 円
--------	-----------------------------------

ふりがな			性 別	☐ 男 ☐ 女
氏名(代表者)	①			
生年月日	昭和・平成 年(西暦 年) 月 日生(満 歳) ※出発日時点			
現住所(代表者)	(〒 -) TEL:() - 携帯:() - メールアドレス □パソコン □携帯:			
ご旅行中の 緊急連絡先 (代表者)	ふりがな			旅行参加者 との関係
	連絡者氏名			
	☐ 現住所に同じ ☐ その他(〒 -) 自宅TEL:() - 携帯:() -			
ご旅行に関する 郵便物の送付先 (代表者)	☐ 現住所 ☐ その他(〒 -) TEL／携帯:() - ※代表者の方に全員分の最終旅程表／宿泊確認書をお送りさせていただきます。予めご了承ください。			
同行者氏名 (代表者以外)	ふりがな	ふりがな		
	② (歳) 男・女	③ (歳) 男・女		
	TEL:() -	TEL:() -		
	ふりがな	ふりがな		
	④ (歳) 男・女	⑤ (歳) 男・女		
	TEL:() -	TEL:() -		
たばこ	☐ 喫煙ルームを希望する ☐ 禁煙ルームを希望する			
お部屋の状況によりご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。				
備考				

お申込み・お問合せ・送付先／株式会社碧雲堂ホテル&リゾート 営業部 担当:坂井^{さかい}／大槻^{おおつき}
 〒066-0012 北海道千歳市美々 新千歳空港内 国内線ターミナルビル4階
 TEL:0123-46-5535 FAX:0123-25-5604

国内募集型企画旅行条件書

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株)碧雲堂ホテル&リゾート(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込みと旅行契約の成立

- (1) ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。

※上表内の「旅行代金」とは第21項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- (2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第22項の定めによります。
- (4) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- (5) 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- (6) 団体・グループ契約
 - ①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(6)の②～⑤の規程を適用します。
 - ②当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
 - ③契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
 - ④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
 - ⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (7) お申し込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様が「取待ち」状態でお待いただける期限を確認した上で、お客様を「ウエイティングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウエイティング登録」といいます。この場合でも当社は申込金相当額を申し受けまします。この時点では旅行契約は成立していません。なお、「当社がお申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様よりウエイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待いただける期限までに結果としてお申し込みを承諾できなかった場合」は、当社は当該申込金相当額を払戻いたします。
- (8) 本項(1)の場合における、ウエイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社がおお客様の申し込みを承諾できる旨の通知を行ったときに成立するものとします。
- (9) お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

3. 申込条件

- (1) 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出くだ

さい。

- (4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けしてお受けすることがあります。
- (8) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (10) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (11) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。
- (12) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (13) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- (1) 当社は第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。
- (3) 第2項(3)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。
- (4) 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払い期日

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。
- (2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
- (3) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
- 上記(1)～(3)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれないもの

第6項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ① 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
- ② クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ③ 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- ④ 1人部屋を使用される場合の追加代金
- ⑤ 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- ⑥ お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)
- ⑦ ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- ⑧ パンフレットに記載の基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税
- ⑨ 傷害・疾病に関する医療費

8. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1) 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第8項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- (4) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増減する旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1,080円)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。)
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

11. お客様による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

①お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

<表>①取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行(夜行含む)
①21日前に当たる日以前の解除	無 料	無 料
②20日前に当たる日以降の解除(③～⑥を除く)	旅行代金の20%	無 料
③7日前に当たる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
④旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑤旅行開始の当日の解除(⑥を除く)	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

【宿泊のみご予約になった場合】

予約を取り消された場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して、次の率による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。

宿泊当日、券面人員が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただけます。この場合、お申し込みの営業所で所定の払い戻しをいたします。

宿泊のみご予約で同一宿泊施設を連泊でご予約の場合、初日(第1日目)のみ取消料の対象となります。

ただし、宿泊のみであっても、特定の施設又は特定日(年末年始、ゴールデンウィーク等)の場合は別途パンフレットに定める取消料が適用になります。

<表>②取消料(宿泊のみご予約になった場合)

	旅行開始後の解除または無連絡不参加	当日	前日	2～3日前	4～5日前	6～7日前	8～20日前
1～14名	100%	50%	20%	無料			
15～30名	100%	50%	20%	無料			
31名以上	100%	50%	30%	10%			

注) 本項(1)の①の「旅行代金」とは第21項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

②お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の①の取消料が適用されます。

③お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア、第8項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

イ、第9項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ウ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ、当社らがお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。

オ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

④当社は、本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。

⑤当社は本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後

- ①旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

12. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- ①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - ア.お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - イ.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ウ.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - エ.お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - オ.お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - カ.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - キ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ②お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第11項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- ③お客様が第3項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

13. 当社による旅行契約の解除(旅行開始後)

- ①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
 - ア.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - イ.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ウ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- ②当社が①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- ③当社は①のア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
- ④お客様が第3項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

14. 旅行代金の払い戻し

当社は、第9項の規定により旅行代金が減額された場合又は第11項及び第12項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

15. 旅程管理

- (1)当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行ないます。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
 - ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。ただし、第16項(4)の個人旅行プランを除きます。
 - ②本項(1)①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- (2)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

16. 添乗員

- (1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、第15項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

- (2) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。当社は現地において当社が手配を代行させる者により、第15項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。
- (4) 個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - ③ 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④ 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤ 自由行動中の事故
 - ⑥ 食中毒
 - ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

18. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19. 特別補償

- (1) 当社は第17項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。
- (2) 当社が第17項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- (3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (4) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (5) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (6) なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。
- (7) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

20. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第11項及び第12項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2:確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3:第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注6:第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

21. 旅行代金の適用

(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。

(2) 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

(3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項(1)の「申込金」、第11項(1)の「取消料」、第12項(1)の②の「違約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

22. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受ける場合があります。(以下、「通信契約」といいます。)

①通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約」に準拠いたします。

②本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

③通信契約の申し込みの際に、会員は、申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。

④通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社らが、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

⑤通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。

⑥当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

⑦携帯情報端末(iモード等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

⑧会員の通信機器に本項⑦に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

23. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は旅行申し込みの際に提出された申込書・パスポート写し等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店等及びこれらに対し、当社を代理して手配等を行う旅行サービス手配業者等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日(年令)、住所・TEL(自宅・会社・携帯)、メールアドレス、パスポート番号、パスポート取得日、パスポート満了日、会社名、役職、旅行日程、利用航空便名、航空座席の予約クラス、部屋タイプ、2名様以上のお部屋を利用する際の同室希望者、喫煙の有無、その他特別な手配に関する事項とお申込書に記載されたすべての事項等について、あらかじめ電磁的方法で送付することによって提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意を得たものとします。
- このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスの御案内、当社の商品やキャンペーンの御案内、将来よりよい旅行商品を開発するためのマーケット分析、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成等のためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、旅行中の事故や傷病等に備え、お客様のご旅行中の緊急連絡先(以下「緊急連絡先」といいます。)の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に事故や傷病等で緊急連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、緊急連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて緊急連絡先の方の同意を得たものとします。
- (3) 現在、体調を崩されているお客様、慢性疾患のあるお客様、障がい等のあるお客様、人種や信条などにより特別な手配を必要とするお客様等がご旅行に参加いただく事が可能かどうか検討するために、お客様の状況や程度(要配慮個人情報)についてお伺いした内容や情報については、上記(1)に記載の運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店等及びこれらに対し、当社を代理して手配等を行う旅行サービス手配業者等に対し、特別な手配を必要とするお客様の状況や程度(用配慮個人情報)についてお伺いした内容や情報、お客様の氏名、性別、生年月日(年令)、住所・TEL(自宅・会社・携帯)、メールアドレス、パスポート番号、パスポート取得日、パスポート満了日、会社名、役職、旅行日程、利用航空便名、航空座席の予約クラス、部屋タイプ、2名様以上のお部屋を利用する際の同室希望者、喫煙の有無、その他特別な手配に関する事項とお申込書に記載されたすべての事項等について、あらかじめ電磁的方法で送付することによって提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意を得たものとします。尚、代理人からのお申し込みの場合は、本人から要配慮個人情報の取得について同意を得ている旨の書面(任意)を提出していただくものとします。要配慮個人情報の状況や程度については口頭または書面にてご提供いただきます。

【個人情報のお問合わせ窓口】

株式会社 碧雲堂ホテル&リゾート 平日9:00~17:30(土・日・祝日は休業)

【営業部】 北海道千歳市美々 新千歳空港内 国内線ターミナルビル4階 TEL:0123-46-5535 FAX:0123-25-5604

24. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (4) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (6) ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (7) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (8) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (9) 手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。
- (10) 国内旅行保険について
安心してご旅行していただくため、お客様ご自身で保険に加入することをお勧めします。

25. 募集型企画旅行約款について

本旅行条件書に定めない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約)によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

26. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2018年4月1日を基準としています。

旅行代金算出の基準日は、パンフレットごとに記載しています。